大分市
生涯学習推進計画

（第三次）

【改訂版】

大分市教育委員会

は　じ　め　に

東九州の玄関口である大分市は、戦国時代の終わりごろ日本を代表する国際色豊かな貿易都市として繁栄しました。九州の雄「大友宗麟公」は、聖フランシスコ・ザビエル神父を豊後府内に招き、海外との貿易を積極的に進めました。府内のまちは海外の品々があふれ、異国の人々が行きかい、西洋の医学や天文学、音楽、演劇をはじめとする南蛮文化がいち早く花開きました。

府内のまちには、コレジオ（英語訳はカレッジ：大学）という高等教育機関が建設され、語学のほか、天文学や哲学、ヨーロッパや日本の古典などの講義が行われました。府内のコレジオで体系的に講義されたヨーロッパの学問、科学思想や東西の異文化交流の種は後の時代に大きな影響を与えました。

わたしたちは、学問や文化をいち早く取り入れ、新しい歴史の扉を次々とひらいていった府内の歴史を受けつぐ大分市に暮らしています。進取・開明の気持ちをもつとともに、自らの住む地域の歴史や文化をはじめ、様々な事柄について生涯にわたって学び続けることは、たいへん意義深いことであります。

さて、「大分市生涯学習推進計画」の生涯学習という言葉は、教育基本法第３条において、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」とその理念が示されており、一般には、人々が生涯に行うあらゆる学習、様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。

また、生涯学習は、学ぶ側に視点を置いた言葉として使われることが多く、教育する側に視点を置く社会教育（学校以外の場で行われる教育活動）とともに用いられることがあります。生涯学習の振興と社会教育の推進とは相互に関連しており、重なる部分も多くありますが、本推進計画では、体系の柱を大きく「生涯学習の振興」と「社会教育の推進」の二つとしております。

本推進計画は、大分市総合計画、大分市教育大綱、大分市教育ビジョンに掲げられている「豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむ」ことを基本理念に、本市の社会教育の推進と生涯学習の振興を図るための道筋を示したものです。この度、上位計画である「大分市教育ビジョン2017」第Ⅱ期基本計画の策定を踏まえ、本推進計画の中間総括を行い、取組内容や目標指標などについて必要な見直しを行いました。

本市教育委員会といたしましては、人生100年時代において、全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できるよう、生涯学習の推進に努めてまいりたいと考えております。

結びに、本推進計画の改訂にあたり、貴重なご意見をいただいた大分市社会教育委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係各位に心から感謝いたしますとともに、今後とも本市社会教育の推進と生涯学習の振興に一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2020（令和２）年６月

大分市教育委員会

教育長　三　浦　享　二

目　　次

第１章　総　　論…… p.1

第１節　計画の目的

第２節　計画の位置付け

第３節　計画の期間…… p.2

第２章　基 本 方 針…… p.3

第３章　施策の体系…… p.5

第４章　施策の展開

第１節　生涯学習の振興…… p.7

～市民の様々なニーズに応える学習機会・内容の充実に向けて～

第２節　社会教育の推進…… p.13

～支えあい、高めあう絆づくり・地域づくりに向けて～

（別表）　目 標 指 標　…… p.19

（資料）　実施事業一覧…… p.22

2019（令和元）年度　大分市社会教育委員 …… p.29

第１章　総　　論

第１節　計画策定の目的

本市では、2002（平成14）年度の「2010大分市総合計画」第２次基本計画の策定を踏まえ、生涯学習においても、具体的な見通しをもった基本計画を位置付け施策を推進することが必要であることから、2003（平成15）年10月に、「大分市生涯学習推進計画」を策定しました。

その後、2011（平成23）年３月に「大分市生涯学習推進計画（第二次）」を策定し、関係機関・団体等と連携・協力しながら、市民が生涯にわたり、いつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の実現に向けて取り組んできました。

2016（平成28年）度に第二次推進計画が最終年度をむかえたことから、地域の課題や市民ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、生涯学習（注１）を支える社会教育（注２）施策を総合的、計画的に推進するための指針として、「大分市生涯学習推進計画（第三次）」を策定しました。

本推進計画は、2017（平成29）年度から2024（令和６）年度までの８年間の本市の社会教育の推進と生涯学習の振興をより一層図るための基本的な考え方や方向性を示すものであり、「生きる力」を育むたくましい子ども、生涯を通じて自ら学び、生きがいを育む心豊かな人づくりを目指しています。

「大分市教育ビジョン2017」第Ⅱ期基本計画の策定を踏まえ、2019（令和元）年度に中間総括を行い、取組内容や目標指標などを見直し、本推進計画（第三次）を改訂します。

第２節　計画の位置付け

「大分市総合計画」は、本市が目指すまちの姿と、それを実現するために行う基本的な政策を定めており、教育・文化の振興が第２部「豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむまちづくり」に掲げられています。

「大分市教育大綱」は、教育行政に関する目標や施策の根本となる方針を定めており、基本方針３に、社会教育の推進と生涯学習の振興が位置付けられています。

「大分市教育ビジョン2017」は、最上位計画である「大分市総合計画」の基本理念の実現を教育の分野から目指すとともに、「大分市教育大綱」の趣旨を反映させ、新しい時代にふさわしい教育行政の方向や施策を明らかにするものとして策定されています。

「大分市生涯学習推進計画（第三次）」は、「大分市総合計画」の個別計画である「大分市教育ビジョン2017」の基本構想との整合性を図りながら、本市の社会教育の推進と生涯学習の振興を目指す分野別計画として位置付けられます。

１）生涯学習：　人が一生にわたり、自ら目的に応じて、自主的で主体的な意思に基づいて行う、生活していくために必要な知識や技術の習得、さらには趣味や文化活動・スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動など様々な学習活動を総称したもの。

２）社会教育：　学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）をいう。（社会教育法第２条）

第３節　計画の期間

本推進計画の期間は、2017（平成29）年度から2024（令和６）年度までの８年間とし、「大分市総合計画『おおいた創造ビジョン2024』」「大分市教育大綱」「大分市教育ビジョン2017」の計画期間にあわせ、2017（平成29）年度から2019（令和元）年度までの３年間と、2020（令和２）年度から2024（令和６）年度までの５年間に分けて設定しました。上位計画である「大分市教育ビジョン2017」第Ⅱ期基本計画の策定を踏まえ、2019（令和元）年度に本推進計画の中間総括を行い、取組内容や目標指標などについて必要な見直しを行いました。

<table>
<tr><td>2016年度
（H28年度）</td><td>2017年度
（H29年度）</td><td>2018年度
（H30年度）</td><td>2019年度
（R元年度）</td><td>2020年度
（R２年度）</td><td>2021年度
（R３年度）</td><td>2022年度
（R４年度）</td><td>2023年度
（R５年度）</td><td>2024年度
（R６年度）</td></tr>
<tr><td colspan="9">大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」</td></tr>
<tr><td colspan="4">第１次　基本計画
2016年度～2019年度
（平成28年度～令和元年度）</td><td colspan="5">第２次　基本計画
2020年度～2024年度
（令和２年度～令和６年度）</td></tr>
<tr><td colspan="9">大　分　市　教　育　大　綱</td></tr>
<tr><td colspan="4">2016年度～2019年度
（平成28年度～令和元年度）</td><td colspan="5">2020年度～2024年度
（令和２年度～令和６年度）</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td colspan="5">大分市教育ビジョン2017</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td colspan="2">基本計画　第Ⅰ期
2017年度～2019年度
（平成29年度～令和元年度）</td><td colspan="3">基本計画　第Ⅱ期
2020年度～2024年度
（令和２年度～令和６年度）</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td colspan="5">大分市生涯学習推進計画（第三次）</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td colspan="2">2017年度～2019年度
（平成29年度～令和元年度）
中間総括</td><td colspan="3">（改訂版）
2020年度～2024年度
（令和２年度～令和６年度）</td></tr>
</table>

第２章　基本方針

市民の様々なニーズに応える学習機会・内容の充実に向けた生涯学習の振興と支えあい、高めあう絆づくり・地域づくりに向けた社会教育の推進

グローバル[注３]化やICT[注４]の一層の進展、本格的な少子高齢社会の到来など、変化の激しい社会において、子どもについては「生きる力[注５]」が、成人については、自立した一人の人間として力強く生きていくための「総合的な力」が必要となります。この「生きる力」や「総合的な力」については、学校教育など人生のある時期やある場所のみで身につけられるものではなく、生涯にわたって、家庭や地域などの多様な場で、様々な学習経験を積むなかで、身につけられるものです。

教育基本法第１条において、教育は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」とされています。また、このような教育の根本的な目的を実現するために、同法第２条において、具体的に教育が目指すべき目標が定められています。このような教育の根本的な目的や目標は、実際に地域活動に参画している成人を含め、すべての年齢層の人々を対象としている社会教育にも適用されます。

社会教育法第２条において、社会教育は、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう」と定義され、地域住民の生活課題や地域課題に根ざして行われる各種の学習を教育的に高める活動です。

具体的には、社会教育は、地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等を通じて、人々の教養の向上、健康の増進等を図り、人と人との絆を強くする役割を果たしています。これに加え、現代的・社会的な課題に関する学習など、多様な学習活動を通じて、地域住民の自立に向けた意識を高め、地域住民一人ひとりが当事者意識を持って能動的に行動するために必要な知識・技術を習得できるようにするとともに、学習活動の成果を協働による地域づくりの実践に結びつけるよう努めることが求められています。

３）グローバル：　世界的規模の、国境を越えて地球全体にかかわるさま。
４）ICT：　Information and Communication Technologyの略。情報通信技術（情報・通信に関する技術一般の総称）。
５）生きる力：　確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体のバランスのとれた力。

教育基本法第３条において、生涯学習の理念は、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と示されています。

一般には、生涯学習とは、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。
また、人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に生かすことのできる社会として生涯学習社会という言葉も用いられ、そのような概念を「学びの循環」と表現することがあります。

行政の役割としては、社会教育法第３条において、国及び地方公共団体の任務として、「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」と定められています。

本市では、市民一人一人が、豊かな人生を送ることができる生涯学習社会を目指しており、その実現に向けて現代的・社会的課題に対応した学習機会やライフステージに応じた学習機会・内容のさらなる充実に努めます。

こうした取組により、学びの循環が生まれ、趣味・教養の向上を主とする自己完結的な学習だけではなく、たとえば、読書の大切さを学んだ保護者が、家庭で子どもに読み聞かせをしたり、読書サークル等で活動したりするように、学んだ成果を家庭や地域で生かす市民の育成が一層期待されます。

また、地域住民が積極的に子どもたちの学びを支援し、地域ぐるみで子どもたちをすこやかに育んでいくためには、学校、家庭、地域の連携を一層深めるなかで、絆づくり・地域づくりに向けたさらなる社会教育の推進が必要です。

たとえば、子育てについての悩みや不安をかかえている保護者を、親同士の交流や相談、情報提供の場づくりなどの地域ネットワークによって支援するなど、地域の絆を通して、コミュニティへの参画、地域課題の解決、家庭や子どもたちへの支援等に積極的に取り組む市民が育っていくことが望まれます。

「生きる力」を育むたくましい子ども、生涯を通じて自ら学び、生きがいを育む心豊かな人づくりを目指して、「市民の様々なニーズに応える学習機会・内容の充実に向けた生涯学習の振興と支えあい、高めあう絆づくり・地域づくりに向けた社会教育の推進」の基本方針に基づき、今後とも生涯学習を支える社会教育施策を積極的に展開します。

第３章　施策の体系

生涯学習の振興　～市民の様々なニーズに応える学習機会・内容の充実に向けて～

1　家庭教育支援の充実
- ○家庭教育支援事業の充実

2　地域子ども教育の充実
- ○子どもの体験活動の実施
- ○地区公民館等、社会教育施設の教室・講座の実施

3　成人教育の推進
- ○様々な人に対する学び直しの機会の提供
- ○市民のニーズにそった学習活動の展開

4　高齢者教育の推進
- ○生きがいづくりや学び直し等の学習機会の提供
- ○豊かな経験や技術を生かせる場の提供

5　読書活動の推進
- ○読書習慣の形成に向けての支援
- ○読書活動を支援する環境の整備

6　社会教育施設における学習内容や施設整備の充実
- ○教室・講座等の充実
- ○職員の資質の向上
- ○施設整備の充実

7　効果的な学習情報の提供
- ○生涯学習ポータルサイトの充実

8　文化・芸術活動への支援
- ○文化・芸術関係団体への協力・支援

社会教育の推進　～支えあい、高めあう絆づくり・地域づくりに向けて～

1　地域ぐるみの子育ての充実

- ○地域における子育てネットワークの推進と充実

2　子どもの健全育成活動の充実

- ○青少年育成関係団体との連携支援
- ○子どもの見守り活動の充実

3　学校、家庭、地域が連携した取組の充実

- ○放課後等における子どもの体験活動の充実
- ○学校教育活動への地域人材の協力
- ○地域の特色に応じた活動の充実

4　地域人材の養成と活動の場や機会の提供

- ○生涯学習指導者登録制度の充実
- ○各種ボランティアの養成と活動の場や機会の提供

5　地域まちづくりの支援

- ○絆づくり・地域づくりの支援

6　社会教育関係団体等との連携・支援

- ○社会教育関係団体等との連携・支援

7　人権・同和教育の推進と人権啓発

- ○地区公民館を拠点とした人権・同和教育の推進
- ○地域住民への人権啓発

第４章　施策の展開

第１節

生涯学習の振興

～市民の様々なニーズに応える学習機会・内容の充実に向けて～

１　家庭教育支援の充実

【現状】

家庭をとりまく社会状況の変化のなか、家庭と子どもの育ちをめぐる問題は複雑化し、家庭の教育力の低下も指摘されています。地域とのつながりの希薄化や保護者が身近な人から子育てを学んだり助けあったりする機会が減少するなど、子育てや家庭教育を支える環境は大きく変化しています。このようなことから、孤立したり、子育てに悩んだり、様々な状況にある保護者に対し、きめ細やかな取組や支援が求められています。

【方向性】

発達段階における子育ての課題に対応した学習機会・情報の提供や、保護者が参加しやすい環境を整備することにより、きめ細やかな家庭教育支援に努めます。

【重点的取組】

○家庭教育支援事業の充実

多くの保護者が集まる場などで、発達段階における子育ての課題に対応した学習機会や子育てに関する情報を提供します。

乳幼児家庭教育学級
（地区公民館）

２　地域子ども教育の充実

【現状】

地域の教育力の低下、保護者の価値観の多様化、子育ての孤立化など、子どもたちをとりまく環境は著しく変化しています。たとえば、年齢の異なる子どもや大人、高齢者などとふれあう機会が減少したり、自然体験が少なくなったりするなど、社会性や豊かな感性が育まれにくい状況がみられます。また、地域で培われた伝統や文化に接することが少なくなり、自分が生まれ育つ地域や郷土のよさが実感できにくくなっています。

【方向性】

子どもたちに必要とされる「生きる力」は、学校教育のみならず社会における様々な体験によって育まれます。子どもの「生きる力」を育むため、スポーツや野外活動、文化・芸術活動などの体験活動の機会の提供に努めます。また、豊かな人間関係を築き、地域で生きる喜びを感じとれるよう、子どもたちが、伝統行事、ボランティア活動等を通じて、地域の大人と交流できる機会の創出に努めます。

【重点的取組】

○子どもの体験活動の実施

地域の団体等が、自己の学習成果や経験を生かして、学校を中心とした身近な場所で、子どもの体験活動を中核とした「おおいたふれあい学びの広場推進事業（注6）」などに取り組みます。

おおいたふれあい学びの広場推進事業での料理教室

○地区公民館等、社会教育施設の教室・講座の実施

地区公民館、少年自然の家、市民図書館、美術館、歴史資料館等の社会教育施設で、子どもたちに学習や体験の機会を提供します。

3　成人教育の推進

【現状】

社会・経済情勢の変化とともに、価値観が多様化し、成人の学びについても、年代や、地域、生活習慣等により、様々なニーズが生まれており、学び直しや、現代的な課題の解決等に向けた、多様な学習機会の創出が必要となっています。

エスペランサ・コレジオ（注7）においては、青少年等に対して職業的専門的知識や技能の修得、地域貢献活動の機会を提供しています。成人記念集会（2022（令和４）年度から「20歳（はたち）のつどい」に改称）においては、対象となる成人が企画運営を行う実行委員会制度を取り入れ、若者が地域社会を担う一員としての自覚をもつための自己啓発の場としています。また、様々な理由で中学校で学べなかった人等を対象に学習の機会を提供する夜間の講座を実施しています。

大分市成人記念集会開会イベント

【方向性】

多様化するニーズに応えるために、学び直しや、現代的な課題の解決等に向けた学習機会の提供に努めます。

６）おおいたふれあい学びの広場推進事業：　地域の団体等が、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、子どもに様々な体験活動や学習の機会を定期的かつ継続的に提供する。地域主体型と地区公民館主体型の２つの形態がある。

７）エスペランサ・コレジオ：　青少年等を対象に、資格の取得や実用的な技能の習得、趣味の領域を広げるための学習機会の提供を行う社会教育施設。

【重点的取組】

○様々な人に対する学び直しの機会の提供

人生のそれぞれの段階において学び直しができるように、「おおいたナイトスクール(注8)」等を通して、様々な人に対して学ぶ機会の提供に努めます。

○市民のニーズにそった学習活動の展開

国際化や多文化共生の推進、現代的な課題の解決、技術や資格の取得等、市民のニーズにそった多様な学習活動の充実を図るとともに、障がいのある人のニーズに応じた多様な学習機会の提供に努めます。

4　高齢者教育の推進

【現状】

本格的な超高齢社会(注9)の到来により、高齢者が健康で、生きがいをもって主体的に生きるとともに、地域における様々な活動において、自らが有する経験や知識を社会に還元する中心的な役割を担うことが求められています。しかしながら、地域によっては、活動に関わる人の固定化や活動を担う後継者の確保などが課題として上げられています。

【方向性】

高齢者に生きがいづくりや学び直し等の多様な学習機会を提供するとともに、高齢者自らが自主性をもって、経験、知識、技術等を生かす場の充実に努めます。

【重点的取組】

○生きがいづくりや学び直し等の学習機会の提供

地区公民館(注10)や校区公民館(注11)での教室・講座、おおいたナイトスクール、出前講座等を通して、生きがいづくりや学び直しの機会を提供します。

おおいたナイトスクールでの英語教室

○豊かな経験や技術を生かせる場の提供

「おおいたふれあい学びの広場推進事業」「体験・楽習・すこやか講座(注12)」などの子どもの体験活動において、地域の講師や実行委員として経験、知識、技術を生かす場を提供します。

8）おおいたナイトスクール：　様々な理由で中学校で学べなかった人、小学校高学年から中学校程度の学習内容、日本語の基礎について学びたい人を対象に行う夜間の講座。

9）超高齢社会：　総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合である高齢化率が21％を超えた社会。日本は、2007（平成19）年に21.5％となり、超高齢社会に入った。

10）地区公民館：　市内に13館ある市直営の公民館。2009（平成21）年度から市民部が管理運営を行っている。

11）校区公民館：　市内に36館ある地域が運営する公民館。

12）体験・楽習・すこやか講座：　13地区公民館がそれぞれの地域の関係機関・団体と実行委員会を組織し、連携・協力して地域の特色を生かした子どもの体験活動等を行う講座を実施することにより、地域力の向上を図る事業。

5　読書活動の推進

【現状】

読書は、自ら考え、行動し、主体的に市民が社会へ参画していくために必要な知識や教養を身につける重要な契機となります。また、個人が読書活動を通じ、自発的に学ぶ習慣を身につけることは、生涯にわたる豊かで充実した生活につながるものです。そのため、幼少期から大人まで、発達段階に応じて読書に親しみ、本の楽しさや読書の喜びを感じることのできる環境づくりが求められています。

地区公民館での読み聞かせ

【方向性】

子どもや一般市民はもとより、子どもの成長に一番身近で重要な存在である保護者に対して、読み聞かせや絵本を通じて得られる親子の絆の大切さ、読書活動の意義等について、広く普及・啓発に努めます。

【重点的取組】

○読書習慣の形成に向けての支援

乳幼児期から発達段階に応じて、自ら読書に親しみ、将来にわたって読書習慣を身につけていけるよう、子ども、保護者、大人への啓発に努めます。

○読書活動を支援する環境の整備

子どもから大人まで、広く市民が読書に親しみ、本を身近に感じることができるように、生涯学習の情報拠点である市民図書館や地区公民館の図書室等の資料や環境の整備に努めます。

6　社会教育施設における学習内容や施設整備の充実

【現状】

地区公民館等の社会教育施設は、社会教育、生涯学習の拠点施設として、市民の幅広い学習ニーズに対応した学習機会の提供を行っています。また、年間を通して、職種ごとに公民館や施設の運営、利用者との円滑なコミュニケーションなどについての研修を実施することにより、職員の資質の向上を図っています。

地区公民館での子ども体験講座

【方向性】

社会教育、生涯学習の拠点である地区公民館等、社会教育施設の相互の連携を深め、学習機会・内容や施設整備の充実を図るとともに、職員の資質の向上を図ります。

【重点的取組】

○教室・講座等の充実

自然体験等の提供も含め、地域の学習拠点として、現代的・社会的課題に対応した学習機会の提供、ライフステージに応じた様々な教室・講座の充実に努めます。

○職員の資質の向上

社会教育に関係する職員の連携を深めるとともに、職種ごとに研修の機会を提供し、職員の資質の向上を図ります。

○施設整備の充実

施設の長寿命化改修による利便性の向上を図るとともに、施設の特徴を生かした施設・設備面の機能充実を図り、利用促進に努めます。

7　効果的な学習情報の提供

【現状】

大分市生涯学習ポータルサイト(注13)「まなびのガイド(注14)」は、2019（令和元）年度にリニューアルを行い、地区公民館等、社会教育施設の教室・講座情報や施設情報、動画等の様々なコンテンツ(注15)を充実し、年間アクセス数が順調に伸びています。

大分市生涯学習ポータルサイト
「まなびのガイド」

【方向性】

ライフスタイルの多様化や市民の個人志向にともない、様々な学びのニーズが生まれるなかで、生涯学習に対する情報を一元化し、わかりやすく適切に提供するため、掲載されているコンテンツの充実を図るとともに、社会教育施設に加えて関係各課の事業など、より幅広い情報の提供に努めます。

【重点的取組】

○生涯学習ポータルサイトの充実

地区公民館等、社会教育施設の生涯学習情報の拡充・更新に努め、使いやすく市民に役立つコンテンツの充実を図ります。

13）ポータルサイト：　インターネットにつながる入口となるサイト。
14）まなびのガイド：　市内の生涯学習に関する情報を手軽に収集できるポータルサイト。
15）コンテンツ：　特に電子的な手段で提供する情報の中身、内容。

8　文化・芸術活動への支援

【現状】

文化・芸術は、心豊かな市民生活を実現するための大きな役割を担っています。芸能活動は、伝統文化の継承により、多様で豊かな文化の創造のための一役を担い、音楽活動は市民にうるおいと安らぎを与えています。本市では、芸能まわり舞台(注16)、伝統芸能ふれあい教室(注17)や大分市民音楽祭(注18)などを通して市民の文化・芸術活動を支援しています。

【方向性】

芸能活動や音楽活動を行っている市民や団体に発表と鑑賞の機会を提供するとともに、参加者相互の情報交換と親睦を図ります。

【重点的取組】

○文化・芸術関係団体への協力・支援

芸能まわり舞台や市民音楽祭の企画、運営に協力し、市民の芸能活動、音楽活動を支援します。

大分市芸能まわり舞台

16）芸能まわり舞台：　市内で活動する10の芸能団体が一堂に会し、一年間の成果を市民に披露する。
17）伝統芸能ふれあい教室：　芸能まわり舞台に属する芸能団体が、市内の小中学校の子どもたちに伝統芸能を鑑賞・体験する機会を提供する。
18）大分市民音楽祭：　平素から音楽活動を行っている市内の団体に発表と鑑賞の機会を提供する。

第２節

社会教育の推進

～支えあい、高めあう絆づくり・地域づくりに向けて～

１　地域ぐるみの子育ての充実

【現状】

社会の変化や物質的な豊かさにより、価値観やライフスタイルが多様化しています。こうしたなか、地域においては、人々の集う機会が減少し、互いに支えあおうとする意識が弱まる傾向にあるなど、人間関係が希薄になってきています。その一方で、震災などをきっかけにして、あらためて家族や地域の絆の大切さや、学校・家庭・地域社会の協力により、社会全体で子どもを育むことの大切さが再認識されています。

【方向性】

「地域で子育て」という考えのもと、学校・家庭・地域社会の連携・協働により、地域ぐるみでの子育てを推進し、子育てを中心とした地域ネットワークの再構築を目指します。

【重点的取組】

○地域における子育てネットワークの推進と充実

地区公民館を拠点とした家庭教育事業の充実として、子育て中の保護者と地域の子育て支援者をつなぐことにより、家庭の教育力の向上を図るとともに、地域の子育てネットワークづくりを進めます。また、あいさつに一言たして心をつなぐ「あいさつOITA＋１運動[注19]」を推進し、地域ぐるみの子育てを支援します。

登校時のあいさつ運動

２　子どもの健全育成活動の充実

【現状】

近年、パソコンやスマートフォン等の普及により、不特定多数の人との連絡が可能な交流サイトが急速に広がっています。また、非行や問題行動の多様化、低年齢化が進むとともに、子どもの福祉を害する犯罪が横行し、被害が拡大している状況がみられます。これらの背景としては、親子の触れ合い不足や生活習慣の乱れ、地域での人間関係の希薄化や地域活動への関心の薄れ、子どもたちの異年齢間での遊びの減少、さらには子どもたちの模範となるべき大人の道徳観・倫理観の欠如や規範意識の低下などがあげられます。

19）あいさつOITA＋１運動：　あいさつに一言そえて、会話へと広げ、地域ぐるみで子育てに取り組む機運の醸成を図る運動。

【方向性】

「地域の子どもは地域で守り育てる」の基本理念にたち、豊かな体験活動の場を提供するなど、青少年が社会参画できる事業の展開に努めるとともに、有害環境の浄化活動や安全確保に向けた様々な取組を進めます。

【重点的取組】

○青少年育成関係団体との連携・支援

青少年育成関係団体と連携し、子どもたちに地域住民との触れ合いや体験活動を提供します。また、子どもの健全育成に関する研修会を開催することにより、各団体を支援します。

すこやか大分っ子サポートパトロール

○子どもの見守り活動の充実

子どもの非行防止及び交通事故や不審者被害防止に向け、関係団体を支援するとともに、連携して見守り活動を行います。

3　学校、家庭、地域が連携した取組の充実

【現状】

子どもをとりまく環境は、情報化、価値観の多様化も含めて大きく変化しており、学校はこれまで以上に様々な課題をかかえています。そのため、地域ぐるみで学校を支援していくことが求められています。教育基本法第13条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」においては、教育におけるそれぞれの役割と責任、相互の連携及び協力について定められています。保護者と地域住民が学校と協働して学校運営に携わること、協働を通して地域が活性化することなどが期待されています。

【方向性】

地域住民が自らの経験や学習の成果を生かし、子どもが地域の大人と触れ合う機会や多様な経験をする機会を拡充し、子どもの生きる力を育成します。また、学校の要請に応じて地域住民による教育活動の支援を推進していきます。

【重点的取組】

○放課後等における子どもの体験活動の充実

「おおいたふれあい学びの広場推進事業」の拡大と充実を図り、子どもたちが多様な体験や活動ができる環境整備に努めます。

おおいたふれあい学びの広場
でのツイストパン作り

○学校教育活動への地域人材の協力

地域の支援者の情報収集・提供や支援者による学校教育活動への協力などを通して、学校教育と社会教育の連携を深めます。

○地域の特色に応じた活動の充実

地区公民館単位で地域の特色に応じた活動を行う「家庭の日[注20]推進事業」の取組を通じて、親子の絆や家庭の在り方について学び、「家庭の日」の意義を再確認することで家庭の教育力の向上を図ります。

4　地域人材の養成と活動の場や機会の提供

【現状】

生涯学習指導者の情報を、生涯学習ポータルサイト「まなびのガイド」を通して提供します。また、地区公民館において託児や読み聞かせのボランティア、大分市情報学習センター[注21] IT[注22]ボランティア、市民図書館や大分市美術館のボランティアなどを育成し、地区公民館等、社会教育施設の教室・講座で活動の場や機会を提供しています。

大分市情報学習センターでの
ITボランティア勉強会

【方向性】

生涯学習指導者[注23]登録制度の充実として、登録者数の増加と地区公民館や学校での講師や協力者としての活動の場や機会のさらなる創出に努めます。今後も、地区公民館でのボランティア養成講座をはじめ、社会教育施設において、様々な人材の養成と活動の場や機会の提供に取り組みます。

【重点的取組】

○生涯学習指導者登録制度の充実

生涯学習指導者登録者の増加に取り組むとともに、地域や学校等での活動の場や機会の創出に努めます。

○各種ボランティアの養成と活動の場や機会の提供

地区公民館等で様々なボランティアを養成するとともに、学んだ成果を生かす場や機会の提供に努めます。

20）家庭の日：　県では毎月第３日曜日を「家庭の日」と定めている。体験活動等を通して、家族の触れ合いを深め、家庭の果たす役割や家族の絆について考える機会とする。

21）大分市情報学習センター：　大石町にある情報学習を中心とした社会教育施設。2014（平成26）年度より指定管理者制度を導入し、貸館事業を開始。

22）IT：　Information Technologyの略語。「情報技術」のことで、コンピューターやデータ通信に関する技術の総称。

23）生涯学習指導者：　豊かな経験や知識、優れた技能を有するとして地区公民館単位で登録された市民や団体。

5　地域まちづくりの支援

地区公民館の親父たちの夜なべ談義

【現状】

地区公民館の生涯学習機能に、住民の地域活動を幅ひろく支援する地域まちづくり支援機能を加えるために、平成21年度から市民部が地区公民館の管理運営を行っています。また、地区公民館において、地域まちづくり活性化事業（注24）を推進する教室・講座を実施しています。

【方向性】

生涯学習機能と地域まちづくり支援機能は、地域の拠点である地区公民館の重要な役割であることから、その充実を図っていきます。また、地域の課題解決のため、市民協働推進課等と部局をこえた取組を進めます。

【重点的取組】

○絆づくり・地域づくりの支援

市民協働推進課、支所、地区公民館等と連携し、地域の絆づくりにつながる市民協働のまちづくりを支援します。

6　社会教育関係団体等との連携・支援

【現状】

社会教育関係団体等と連携し、市全体や地域での社会教育の活性化に努めており、大分市の社会教育の振興と青少年の健全育成に対する意識の高揚を図る大会として「大分市青少年『夢ふれあい』交流集会・大分市社会教育振興大会（注25）」を令和元年度から実施しています。また、地区公民館と関係団体とが連携し、地区社会教育関係団体連絡協議会を組織し、情報交換等を行っています。

大分市青少年「夢ふれあい」交流集会・
大分市社会教育振興大会

24）地域まちづくり活性化事業：　支所・中央地区公民館エリア単位での住民と行政の協働によるまちづくり。

25）大分市社会教育振興大会：　市内の社会教育関係団体等が一堂に会し、各地域における社会教育活動の状況や実践成果等の情報交換を行ってきた大会。令和元年に「大分市青少年『夢ふれあい』交流集会・大分市社会教育振興大会」に発展。

【方向性】

社会教育関係団体等の一層の活性化を目指し、研修会の実施や講師派遣等の支援を進め、団体間の情報交換や連携を促します。また、それぞれの地域での活動を支援するため、今後も地区公民館を拠点に、活動の場の提供や地域の実態に即した団体への支援を行います。

【重点的取組】

○社会教育関係団体等との連携・支援

大分市青少年「夢ふれあい」交流集会・大分市社会教育振興大会[注26]の充実に努め、各団体の連携・協力を図ります。また、団体の要請に応じて活動への協力・支援を行います。

7　人権・同和教育の推進と人権啓発

【現状】

市民一人一人が豊かな人生を送るために、互いに人権を尊重しあい、ともに生きる喜びを実感できる地域社会の実現に向けての取組を進めています。しかしながら、部落差別をはじめあらゆる差別が現在もなお存在し、新たな人権に関する課題も生じてきています。課題の解決にむけ、市民一人一人が人権問題への正しい理解と認識を深めるとともに、真に人の心の痛みがわかり、思いやりとやさしさに満ちた感性豊かな人間性を育むことが強く求められています。

【方向性】

部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けて、意欲と実践力をもった市民を育成するため、地域の諸団体等との連携のもと、学習機会の充実に努めるとともに、地域に住む様々な人々が交流し相互理解を深めることができる啓発事業に取り組みます。

【重点的取組】

○地区公民館を拠点とした人権・同和教育の推進

身近に人権を学ぶことができるよう、地区公民館等において、講座や講演会を実施するとともに、視聴覚教材を効果的に活用するなど、学習方法の工夫改善に努めます。また、地区公民館に事務局を置く、地区人権教育（尊重）推進協議会[注27]との連携を強化し、地域の課題やニーズに応じた懇談会等を実施します。

26）大分市青少年「夢ふれあい」交流集会・大分市社会教育振興大会：　市内の社会教育関係者等が一堂に会し、大分市の社会教育の振興と青少年の健全育成に対する意識の高揚を図ることを目的として、令和元年に第１回が開催された。

27）地区人権教育（尊重）推進協議会：　市内全域を網羅し、地域が主体となって、人権が尊重される住みよい地域づくり、いわゆる「人権のまちづくり」に取り組んでいくことを目的に、13地区公民館ごとに設立された組織。

○地域住民への人権啓発

「市民一人一人が互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現」を目指し、市民を対象に「おおいた人権フェスティバル(注28)」を年間を通じて開催し、講演会や大型商業施設等での啓発活動、小中高生を対象とした人権作品コンクール(注29)等を行います。

おおいた人権フェスティバル
（大型商業施設での啓発活動）

28）おおいた人権フェスティバル：　人権講演会、大型商業施設等での啓発活動、人権作品コンクール等、市民一人一人が互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現を目指し、地域住民の参加・交流を促進する。

29）人権作品コンクール：　市内の小中学校、特別支援学校、高等学校を対象に人権作品（作文、標語、ポスター）の募集を行う。

（別表）

【目標指標】

生涯学習の振興

～市民の様々なニーズに応える学習機会・内容の充実に向けて～

【指標１】　１　家庭教育支援の充実

○家庭教育支援事業の充実

多くの保護者が集まる場などで、発達段階における子育ての課題に対応した学習機会や子育てに関する情報を提供します。「絵本の広場」により、読み聞かせの意義や方法に関する学習の場を提供し、親子の絆づくりに努めます。

指　　標	基準値2018年度	2024年度
「絵本の広場」の実施率	85%	100%

【指標２】　２　地域子ども教育の充実

○子どもの体験活動の実施

地域の団体等が、自己の学習成果や経験を生かして、学校を中心とした身近な場所で子どもの体験活動を中核とした「おおいたふれあい学びの広場推進事業」などに取り組みます。地域主体型と地区公民館主体型の二つの形態があり、特に地域主体型の拡大を図ります。

指　　標	基準値2018年度	2024年度
おおいたふれあい学びの広場推進事業（地域主体型）の実施回数	729回	800回

【指標３】　３　成人教育の推進

○様々な人に対する学び直しの機会の提供

人生のそれぞれの段階において学び直しができるように、「おおいたナイトスクール」等を通して、様々な人に対して学ぶ機会の提供に努めます。

指　　標	基準値2018年度	2024年度
「おおいたナイトスクール」受講者の満足度	85%	90%

【指標４】　５　読書活動の推進

○読書活動を支援する環境の整備

子どもから大人まで、広く市民が読書に親しみ、本を身近に感じることができるように、生涯学習の情報拠点である市民図書館や地区公民館の図書館等の資料や環境の整備に努めます。

指　　標	基準値2018年度	2024年度
大分市民図書館等の利用者数	994,056人	1,000,000人

【指標５】　６　社会教育施設における学習内容や施設整備の充実

○教室・講座等の充実

自然体験等の提供も含め、地域の学習拠点として、現代的・社会的課題に対応した学習機会の提供、ライフステージに応じた様々な教室・講座の充実に努めます。のつはる少年自然の家において、施設の利便性を向上させ、利用促進に努めます。

指　　標	基準値2018年度	2024年度
のつはる少年自然の家の利用者数	21,567人	23,500人

【指標６】　６　社会教育施設における学習内容や施設整備の充実

〇施設整備の充実

施設の長寿命化改修による利便性の向上を図ります。

指　　標	基準値2018年度	2024年度
地区公民館の長寿命化改修館数（累積）	０館	2館

【指標７】　６　社会教育施設における学習内容や施設整備の充実

〇施設整備の充実

施設の改修を実施する中で、施設の特徴を生かした施設・設備面の機能充実を図り、利用促進に努めます。

指　　標	基準値2018年度	2024年度
関崎海星館の利用者数	30,389人	40,000人

【指標８】　７　効果的な学習情報の提供

○生涯学習ポータルサイトの充実

地区公民館等、社会教育施設の生涯学習情報の拡充・更新に努め、使いやすく市民に役立つコンテンツの充実を図ります。

指　　標	基準値2018年度	2024年度
生涯学習ポータルサイト 「まなびのガイド」のアクセス数	132,265件	150,000件

社会教育の推進

～支えあい、高めあう絆づくり・地域づくりに向けて～

【指標９】　３　学校、家庭、地域が連携した取組の充実

〇地域の特色に応じた活動の促進

地区公民館単位で地域の特色に応じた活動を行う「家庭の日推進事業」の取組を通じて、親子の絆や家庭の在り方について学び、「家庭の日」の意義を再確認することで、家庭の教育力の向上を図ります。

指　　標	基準値2018年度	2024年度
「家庭の日推進事業」に取り組む地区数	５地区	全13地区

【指標10】　４　地域人材の養成と活動の場や機会の提供

〇各種ボランティアの養成と活動の場や機会の提供

地区公民館等で様々なボランティアを養成するとともに、学んだ成果を生かす場や機会の提供に努めます。

指　　標	基準値2018年度	2024年度
地区公民館におけるボランティア養成講座の実施回数	73回	85回

【指標11】　６　社会教育関係団体等との連携･支援

〇社会教育関係団体等との連携・支援

大分市青少年「夢ふれあい」交流集会・大分市社会教育振興大会の充実に努め、各団体の連携・協力を図ります。また、団体の要請に応じて活動への協力・支援を行います。

指　　標	基準値2018年度	2024年度
大分市青少年「夢ふれあい」交流集会・大分市社会教育振興大会の参加者数（累積）	―	2,400人

【指標12】　７　人権･同和教育の推進と人権啓発

〇地域住民への人権啓発

おおいた人権フェスティバルにおいて、関係機関・団体の参画の増加と、大型商業施設等における啓発活動の充実を図り、地域住民の参加・交流を促進することにより、人権啓発の推進に努めます。

指　　標	基準値2018年度	2024年度
おおいた人権フェスティバルの参加者数※	4,529人	5,500人

※「おおいた人権フェスティバル」のうち、大型商業施設等における啓発活動の参加者数。

（資料）

【実施事業一覧】

生涯学習の振興

～市民の様々なニーズに応える学習機会・内容の充実に向けて～

1　家庭教育支援の充実

＜家庭教育支援事業の充実＞

実　施　事　業	担当・関係する課・施設等
・子育て講演会（注1）	地区公民館、社会教育課
・思春期講演会（注2）	地区公民館、社会教育課
・乳幼児家庭教育学級（注3）	地区公民館、社会教育課
・ボランティア養成講座（注4）	地区公民館、社会教育課
・PTA父親部の活動支援	社会教育課
・絵本の広場（注5）事業	社会教育課
・家庭教育学級リーダー研修会	地区公民館、社会教育課
・のつはる少年自然の家事業	のつはる少年自然の家
・家庭の日（注6）推進事業	地区公民館、社会教育課

2　地域子ども教育の充実

＜子どもの体験活動の実施＞

実　施　事　業	担当・関係する課・施設等
・おおいたふれあい学びの広場（注7）推進事業	地区公民館、社会教育課
・体験・楽習・すこやか講座（注8）	地区公民館、社会教育課
・市民図書館事業	市民図書館
・のつはる少年自然の家事業	のつはる少年自然の家
・歴史資料館（注9）事業	歴史資料館
・南蛮BVNGO交流館（注10）事業	文化財課
・美術館ボランティア自主企画	美術振興課

＜地区公民館等、社会教育施設の教室・講座の実施＞

実　施　事　業	担当・関係する課・施設等
・地区公民館の子ども対象教室・講座	地区公民館、市民協働推進課
・子ども会リーダー研修会（注11）	地区公民館、社会教育課
・子ども会育成指導者研修会（注12）	地区公民館、社会教育課
・市民図書館事業	市民図書館
・のつはる少年自然の家事業	のつはる少年自然の家
・歴史資料館事業	歴史資料館
・南蛮BVNGO交流館事業	文化財課
・子どものための講座	美術振興課
・美術館出前教室	美術振興課

3　成人教育の推進

＜様々な人に対する学び直しの機会の提供＞

実　施　事　業	担当・関係する課・施設等
・おおいたナイトスクール(注13)事業	社会教育課
・大学等との連携によるサテライトキャンパスおおいた(注14)	企画課
・アートカレッジ(注15)	美術振興課

＜市民のニーズにそった学習活動の展開＞

実　施　事　業	担当・関係する課・施設等
・おおいたナイトスクール事業	社会教育課
・成人記念集会	社会教育課
・地区公民館の女性対象教室等	地区公民館、市民協働推進課
・エスペランサ・コレジオ(注16)事業	エスペランサ・コレジオ
・読書週間事業	市民図書館
・のつはる少年自然の家事業	のつはる少年自然の家
・河原内陶芸楽習館事業	河原内陶芸楽習館
・陶芸祭	河原内陶芸楽習館
・歴史資料館事業	歴史資料館
・南蛮BVNGO交流館事業	文化財課
・文化・芸術講座	美術振興課
・美術館ボランティア研修講座	美術振興課

4　高齢者教育の推進

＜生きがいづくりや学び直し等の学習機会の提供＞

実　施　事　業	担当・関係する課・施設等
・地区公民館の高齢者対象教室	地区公民館、市民協働推進課
・地区公民館のパソコン講	地区公民館、市民協働推進課

＜豊かな経験や技術を生かせる場の提供＞

実　施　事　業	担当・関係する課・施設等
・おおいたふれあい学びの広場推進事業	地区公民館、社会教育課
・体験・楽習・すこやか講座	地区公民館、社会教育課

5　読書活動の推進

＜読書習慣の形成に向けての支援＞

実　施　事　業	担当・関係する課・施設等
・絵本の広場事業	社会教育課
・大分市子どもの読書活動推進計画	社会教育課
・地区公民館における子どもの読書活動	地区公民館、社会教育課
・市民図書館における子どもの読書活動	市民図書館

＜読書活動を支援する環境の整備＞

実　施　事　業	担当・関係する課・施設等
・読書週間における市民図書館の事業や取組	市民図書館
・読書週間における地区公民館の事業や取組	地区公民館、社会教育課

6　社会教育施設における学習内容や施設整備の充実

＜教室・講座等の充実＞

実　施　事　業	担当・関係する課・施設等
・地区公民館の教室・講座 ・エスペランサ・コレジオ事業 ・市民図書館事業 ・のつはる少年自然の家事業 ・歴史資料館事業 ・南蛮BVNGO交流館事業	地区公民館、市民協働推進課 エスペランサ・コレジオ 市民図書館 のつはる少年自然の家 歴史資料館 南蛮BVNGO交流館

＜職員の資質の向上＞

実　施　事　業	担当・関係する課・施設等
・社会教育施設連携会議（注17） ・社会教育関係職員研修会 ・地区公民館職員対象の研修 （館長、公民館指導員、公民館主事、社会教育指導員等）	社会教育課 社会教育課 社会教育課、人権・同和教育課

＜施設整備の充実＞

実　施　事　業	担当・関係する課・施設等
・地区公民館の長寿命化改修 ・関崎海星館の施設整備及び機能充実 ・のつはる少年自然の家の施設整備及び機能充実	市民協働推進課・社会教育課 関崎海星館 のつはる少年自然の家

7　効果的な学習情報の提供

＜生涯学習ポータルサイトの充実＞

実　施　事　業	担当・関係する課・施設等
・生涯学習ポータルサイト「まなびのガイド」	社会教育課

実　施　事　業	担当・関係する課・施設等
・図書予約サービス（注18）	市民図書館

8　文化･芸術活動への支援

＜文化・芸術関係団体への協力･支援＞

実　施　事　業	担当・関係する課・施設等
・芸能まわり舞台（注19） ・伝統芸能ふれあい教室（注20） ・大分市民音楽祭（注21） ・美術館で音楽会	社会教育課 社会教育課 社会教育課 美術振興課

社会教育の推進

～支えあい、高めあう絆づくり・地域づくりに向けて～

1　地域ぐるみの子育ての充実

＜地域における子育てネットワークの推進と充実＞

実　施　事　業	担当・関係する課・施設等
・あいさつOITA＋１運動 ・地域子育てネットワーク会議 (注22) ・子育ての集い (注23)	社会教育課 地区公民館・社会教育課 地区公民館・社会教育課

2　子どもの健全育成活動の充実

＜青少年育成関係団体との連携・支援＞

実　施　事　業	担当・関係する課・施設等
・青少年育成関係団体の研修会の開催、総会等への参加 ・大分市青少年問題協議会 (注24)	社会教育課 社会教育課

＜子どもの見守り活動の充実＞

実　施　事　業	担当・関係する課・施設等
・補導・広報活動（中央補導）	社会教育課・大分市青少年補導員連絡協議会

3　学校･家庭･地域社会が連携した取組の充実

＜放課後等における子どもの体験・活動の充実＞

実　施　事　業	担当・関係する課・施設等
・おおいたふれあい学びの広場推進事業	地区公民館・社会教育課

＜学校教育活動への地域人材の協力＞

実　施　事　業	担当・関係する課・施設等
・生涯学習推進担当者 (注25) 研修 ・地区内連絡会 (注26) ・生き生き学習サポート事業 ・伝統芸能ふれあい教室	社会教育課 地区公民館 学校教育課 社会教育課

＜学校・家庭・地域社会の連携の促進＞

実　施　事　業	担当・関係する課・施設等
・家庭の日推進事業	地区公民館・社会教育課

4　地域人材の養成と活動の場や機会の提供

＜生涯学習指導者登録制度の充実＞

実　施　事　業	担当・関係する課・施設等
・生涯学習指導者登録制度	社会教育課

＜各種ボランティアの養成と活動の場や機会の提供＞

実　施　事　業	担当・関係する課・施設等
・ボランティア養成講座	地区公民館・社会教育課
・地域まちづくり活性化事業	地区公民館・市民協働推進課
・情報学習センター、ITボランティアの活動	情報学習センター・社会教育課
・大分市民図書館ボランティア	市民図書館
・美術館ボランティア養成講座	美術振興課

5　地域まちづくりの支援

＜絆づくり・地域づくりの支援＞

実　施　事　業	担当・関係する課・施設等
・地域まちづくり活性化事業	地区公民館・市民協働推進課
・地域まちづくりを推進する教室・講座	地区公民館・市民協働推進課

6　社会教育関係団体等との連携･支援

＜社会教育関係団体等との連携・支援＞

実　施　事　業	担当・関係する課・施設等
・大分市青少年「夢ふれあい」交流集会・大分市社会教育振興大会	地区公民館・社会教育関係団体連絡協議会・社会教育課
・大分市社会教育関係団体（注27）への支援	社会教育課
・地区社会教育関係団体への支援	地区公民館
・社会教育施設連携会議	社会教育課・市民協働推進課・社会教育施設

7　人権･同和教育の推進と人権啓発

＜地区公民館を拠点とした人権・同和教育の推進＞

実　施　事　業	担当・関係する課・施設等
・暮らしの中の人権講座	地区公民館・社会教育課
・人権・同和問題専門講座（注28）	地区公民館・社会教育課
・「差別をなくす運動月間」「人権週間」を中心とした啓発事業	地区公民館・社会教育施設
・地区人権教育（尊重）推進協議会	人権・同和教育課

＜地域住民への人権啓発＞

実　施　事　業	担当・関係する課・施設等
・おおいた人権フェスティバル	社会教育課
・人権啓発研修会などの人権啓発事業	人権・同和教育課

[実施事業一覧](注)用語解説

１）子育て講演会：　小学校就学前の子どもをもつ保護者に対して、子育てのあり方を再度みつめ直す機会を提供する。
２）思春期講演会：　中学１年生をもつ保護者に対して、思春期の子どもの心理や理解、家族の在り方などについて専門的な話を聞く機会を提供する。
３）乳幼児家庭教育学級：　乳幼児をもつ保護者を対象に、子どもの発達や心理、食育、親の役割、遊び等について学習する機会や親同士の交流の場を提供する。
４）ボランティア養成講座：　地域で活動するボランティアのスキルアップや、これからボランティアを始める人材を育成することを目的とした講座。
５）絵本の広場：　１歳６か月・３歳児健康診査に訪れた乳幼児と保護者に対して、絵本との出会いの場を提供し、絵本を通した親子の絆づくりを進める。
６）家庭の日：　県では毎月第３日曜日を「家庭の日」と定めている。自然体験活動等を通して、家族のふれあいを深め、家庭の果たす役割や家族の絆について考える機会とする。
７）おおいたふれあい学びの広場推進事業：　地域の団体等が、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、子どもに様々な体験活動や学習の機会を定期的かつ継続的に提供する。地域主体型と地区公民館主体型の２つの形態がある。
８）体験・楽習・すこやか講座：　13地区公民館がそれぞれの地域の関係機関・団体と実行委員会を組織し、連携・協力して地域の特色を生かした子どもの体験活動等を行う講座を実施することにより、地域力の向上を図る事業。
９）歴史資料館：　豊後国分寺跡史跡公園に隣接し、豊後国分寺を中心に原始時代から江戸時代、明治時代から昭和30年代の道具など、大分の歴史と文化を紹介している。また、歴史講座や体験講座を通して歴史を学ぶ機会も提供している。
10）南蛮BVNGO交流館：　大友氏遺跡や大友宗麟の功績について、工夫を凝らした展示や迫力ある映像等で紹介する施設。
11）子ども会リーダー研修会：　子どもを対象に多様なプログラムを設定し、子ども会活動のリーダー育成を目指す研修会。地区公民館で行われている。
12）子ども会育成指導者研修会：　保護者を対象に、子ども会活動の必要なマネジメントスキルやリーダーとしての資質を学ぶ研修会。地区公民館で行われている。
13）おおいたナイトスクール：　様々な理由で中学校で学べなかった人、小学校高学年から中学校程度の学習内容や日本語の基礎について学びたい人を対象に行う夜間の講座。
14）サテライトキャンパスおおいた：　ホルトホール大分において、大分高等教育協議会やNPO法人大学コンソーシアムおおいたが講義室を運営し、講座等を実施する。
15）アートカレッジ：　大分市美術館のコレクションや展覧会内容をより深く理解し、また美術の様々な分野に興味を持てるよう解説聴講及び展示室での作品鑑賞を行うもの。2016（平成28）年度は、６～11月の月１回、計６回実施。
16）エスペランサ・コレジオ：　青少年等を対象に、資格の取得や実用的な技能の習得、趣味の領域を広げるための学習機会の提供を行う社会教育施設。
17）社会教育施設連携会議：　地区公民館等の社会教育施設における生涯学習・社会教育事業や当面する課題等について、社会教育課、市民協働推進課、社会教育施設の

職員が合同で協議や研修を行う。

18）まなびのガイド:　市内の生涯学習に関する情報を手軽に収集できるポータルサイト。

19）芸能まわり舞台：　市内で活動する10の芸能団体が一堂に会し、一年間の成果を市民に披露する。

20）伝統芸能ふれあい教室：　芸能まわり舞台に属する芸能団体が、市内の小中学校の子どもたちに伝統芸能を鑑賞・体験する機会を提供する。

21）大分市民音楽祭：　平素から音楽活動を行っている市内の団体に発表と鑑賞の機会を提供する。

22）地域子育てネットワーク会議：　地域の団体や子育て支援者、学校等と連携し、地区公民館を拠点とした家庭教育事業の充実を図ることにより、地域における子育て支援ネットワークの拡大を図る。

23）子育ての集い：　「地域で子育て」という趣旨のもと、子育て中の親と子育てを支援する人々との交流の場や育児サークル等の交流の場を提供する。

24）大分市青少年問題協議会：　青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策について調査、審議し、その適切な実施のために関係機関の連絡調整を図る。

25）生涯学習推進担当者：　地域や公民館との連携、地域人材等の情報収集と提供などを主に行う教職員。市立の各小中学校に１名担当者がいる。

26）地区内連絡会：　生涯学習推進担当者と地区公民館等の職員が、情報交換しながら学校教育と社会教育との連携を深める。

27）大分市社会教育関係団体：　全市的な組織を持つ、社会教育を促進するための９団体。2017（平成29）年３月現在

28）人権・同和問題専門講座：　地区公民館で行われる同和問題を中心とした人権問題についてより深く学習する講座。

2019（令和元）年度　大分市社会教育委員

委員長	山崎清男
副委員長	藤田　文
委員	園田真治
委員	石川　哲
委員	赤峯慎太郎
委員	荒井沙織
委員	後藤泰範
委員	小野昭三郎
委員	林　美紀
委員	三浦安盛
委員	古代紘子
委員	内田日出男
委員	井　美佐子
委員	野上美王子
委員	大西敦子
委員	江上五月
委員	藤澤亜弓
委員	今戸晴美
委員	江藤智穂
委員	金井容代

2017（平成29）年３月発行
2020（令和２）年６月改訂

大分市生涯学習推進計画（第三次）
【改訂版】

大分市教育委員会　社会教育課
〒870-8504 大分市荷揚町2-31
TEL（097）537-5722
FAX（097）532-8102
E-mail：syakaikyoiku@city.oita.oita.jp